

第 2 回 口 頭 弁 論 調 書 (判決)

事 件 の 表 示	平成 2 9 年 (ワ) 第	号
期 日	平成 2 9 年 1 2 月	日 午後 1 時 1 0 分
場所及び公開の有無	大阪地方裁判所第	民事部法廷で公開
裁 判 官		
裁 判 所 書 記 官		
出頭した当事者等	(なし)	
指 定 期 日		

弁 論 の 要 領 等

裁判官

次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

口頭弁論終結の日 平成 2 9 年 1 2 月 日

第 1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第 2 主文

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載 1 の土地及び同目録記載 2 の建物につき、大阪法務局 出張所平成 2 6 年 2 月 日受付第 号所有権移転請求権仮登記に基づく、平成 2 9 年 5 月 日代物弁済を原因とする所有権移転の本登記手続をせよ。
- 2 被告は原告に対し、別紙物件目録 2 記載の建物を明け渡せ。
- 3 被告は原告に対し、平成 2 9 年 5 月 日から別紙物件目録 2 記載の建物の明渡済に至るまで 1 か月 8 万円の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 本判決は、第2項及び第3項に限り仮に執行することができる。

### 第3 請求

別紙請求の趣旨及び請求の原因記載のとおり

### 第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

裁判所書記官

これは正本である

平成 2 9 年 1 2 月 日

大阪地方裁判所第 民事部

裁判所書記官

